

第十二章 デフレ推進と政局の混迷

一、デフレ政策の出發と同友会の決意

財界こぞつての健全財政要望にこたえ、政府もようやく本腰を入れてデフレ政策をとりあげることとなつた。即ち二十八年十二月二十八日吉田首相は「昭和二十九年年度予算を編成するに當つては、各省とも前年度予算を一割天引せよ」と号令したのであつた。小笠原蔵相も一兆円予算を固守する決意を示し、十二月二十九日の予算閣議に示された第一次大蔵省原案は一般会計の枠が九千九百四十三億円であつた。その後約一カ月間自由党との間に折衝があり若干の復活要求を認めた結果、二十九年一月二十九日の閣議で九千九百九十五億円の政府案を決定同日国会に提出した。

予算編成方針も前年度予算のようないわゆる「積極財政」ではなく、「緊縮予算」と銘打たれただけあつて、万事ひかえ目な態度がとられていた。これは結果において二十八年十月に発表された経済同友会の要望の趣旨と多くの重要な点において同じであつた。

一、財政規模の圧縮については、一兆円の枠を堅持する方針のもとに、新規経費は原則として計上せず、補助金なども徹底的に重点化した。また財政投融资も過剰投資、不要不急投資の抑制のため大巾に削減された。二、財源調達については、インフレ抑制のため普通公債は発行せず、過去の蓄積資金の放出も極力避けることとし、税収入も直接税の減税を間接税の新設増徴とたばこの値上げで補い、とくに減税への配慮をしなかつた。

三、物価を抑制するため、基礎的価格である消費者米価を据置くとともに、公共事業料金の引上げは原則として行わないことにした。

また金融政策面からのインフレ抑制措置はこれより先、二十八年九月ごろから打ち出されていた。日本銀行調査局編「日本金融年表」によつて金融引締政策の足取りをみると次の通りである。

〔二十八年〕

九月　六日　金融引締めのため、窓口統制を強化（中旬には市中銀行の九月中の貸出予定額の三割を削減せしむ）

十月　一日　高率適用手続の運用強化

十月十五日　輸入決済資金に対する優遇制度改正（適用品目縮減）

十月十七日　別口外国為替貸付制度改正（適用品目の整理および貸付期間短縮）

十月二十日　輸入物資引取資金に対する優遇制度改正（スタンプ手形の期間短縮と適用品目の一部廃止）

〔二十九年〕

一月　四日　高率適用手続の再強化

一月十二日　輸入決済資金および輸入物資引取資金に対する優遇制度改正（輸入決済手形の割引を手形貸付に改め、またスタンプ手形の一部期間短縮および一部適用廃止を行う）

二月　四日　政策委員会、輸入金融を中心に引締政策をさらに強化する旨確認

二月 五日 一万田総裁、小笠原蔵相と会見、財政金融一体化の見地から今後金融引締めを一段と強化することに意見一致

二月 八日 融資幹旋部廃止

二月十九日 一万田総裁、金融引締政策の遂行にあたり救済融資は行わぬ方針である旨、各支店長に対して訓示

三月 一日 高率適用手続改正（第二次高率適用利子歩合引上等）

三月 九日 輸入金融に対する優遇措置の全面的な廃止乃至制限を決定。別口外貨貸付制度を廃止。輸入決済手形の期間を短縮。輸入物資引取資金関係スタンプ手形制度を、鉄鋼原料および皮革関係分を除き廃止。毛織業者の原糸購入資金および輸入諸掛資金関係スタンプ手形制度を廃止。工業手形制度を廃止。

こうした一連の金融引締措置の狙いは、先ず一般的に窓口統制を強化して、滞貨融資など市銀の放漫な貸出政策に反省を求め、さらにそれを通じて経済界の整備合理化を促進することにあつたようであるが、同時に輸入金融の引締によつて輸入を抑制し、国際収支の改善を狙つたのであつた。またこの引締政策の最後の段階においては「金融の正常化」の名のもとに一切の優遇制度を廃止、経済界の自律作用に基く再編を側面的に推進していくという意図も見られた。さらにまたこの金融引締政策は当時進められていた日米間のM S A（日米相互防衛援助

協定）交渉において、米国側が援助の実現のためには日本をインフレ化させないことが前提である旨を強調したことによるとも伝えられた。しかも当時米国の予算局長はドッジ氏であつたのである。——しかし当時の日本経済のインフレ傾向と政府・財界の気構えからみて、自発的なデフレ政策推進であつたとみるのが穩当であろう。

昭和二十九年ははじめからデフレ政策とともにあつた。経済同友会を担う人々はこの苦しい試練の年をどういう氣持で迎えたであらうか。「新春の辞」に決意をきくところである。

先ず東海林代表幹事は「本年は日本経済自立がなるか否かの最後の機会であるが、私はこの苦難の時期においてこそ最も基本的な計画性ある経済自立の方向を決定したいと思う。この際枝葉の問題を論ずることを止め、根本の問題に取組むべきである」と、転機としての昭和二十九年の意義を大きくとらえている。

また産業政策部長堀越禎三幹事は「過度に膨脹した購買力をきりすて、国際収支の改善を図り、日本経済自立への礎石を築くため、政府の採用した財政金融を通ずる一連のデフレ政策に対しては、産業界としても全面的に賛成であり、極力これに協調する必要がある」と先ずデフレ賛成を表明したのち、「しかし問題は財政金融政策だけで解決することは不可能であつて、例えば今後予想される輸入の削減措置についても、時期および方法を誤ればデフレ効果と矛盾する影響を生ずるなど、漸次複雑な問題が派生することが予想される」と指摘し、その対策として「産業政策面においても転換が行われ、総合的見地から計画性を付与する必要がある、この場合官僚統制は弊害が伴うので、産業自らが英智と良識をもつて自らを規制し計画性ある経済への方向に進む」ことを強

調している。これは「われらの覚悟」のうちの「経済自主性の強化」の線の具体的な展開である。

また金融政策部長降旗英弥幹事は「新金融政策の確立」の必要を強調してこう言っている。「デフレ政策の遂行に伴つて生ずる摩擦を極力少くし、スムーズに正常化の方向に導いて行くためには、財政金融面のみならず、産業（企業の適正規模策定）、労働（労使の休戦）などを通じ、一貫した総合的経済政策を確立して強力に実行に移し、あわせて国民全体の消費生活を正常化の方向に導くことがぜひ必要である」と総合政策確立の要を説くとともに「緊縮予算の実施に際し、従来のような財政のシワを金融でぬぐうような誤を再び繰返すことなく、しかもデフレのハネ返りを出来るだけ少くするような新金融政策のあり方を研究すべきである」としている。とくに降旗幹事は「経済同友会こそは、自由な立場で函に衣を着せずに意見を卒直に表明する特権があると思うが、この際総習総意を集めて十分検討ののち、新しい意見をスピーディかつタイムリーに発表して経済界をリードし、その一つ一つを実行に移すべきだ」と強い決意を述べた。

さらに労働政策部長村木武夫幹事は、次のように述べて「国民経済会議」を提唱した。

「特に労働問題は日本経済が包蔵する大きなガンであるから、本年こそ根本的な解決への踏み出しを迫られるものと見ねばならない。年中行事のように繰返される賃上問題についても、労使が共倒れになり国民経済を窮迫に導くような無益なものは断固排撃せねばならぬ。本年こそは生産性の向上に応じた賃上げを昇給の形式で認めるという原則を確立すべきである。

また問題の解決は結局労使が相互理解の上に立ち得るか否かにかかっているのであるから、労使が共通の国

民的基盤、即ち共通の底辺に立つため、労使、中立を含む国民経済会議を持ち、わが国政治経済の客観的分析の上に経済再建の方途を研究協議すべきである。」

なお一月二十二日開かれた第十二回全国委員会で、村木幹事は右の趣旨を述べて「国民経済会議」の設置を提案、全国委員会で検討することを要請した。これに対し関西の湯浅、中川路両全国委員からも賛成の意見があり、全国委員会の研究テーマとなつた。しかしその後に行きつたこの問題は三井鉱山労組の「経営参加」問題が日経連を中心に財界からきびしい批判を呼ぶなどの事態が起つたので、問題が混線して経済同友会の狙う趣旨はさちがえられることを慮り、ついにその実現への働きかけを見合せることとなつた。

二、「生産性向上」運動の受入れ

「科学技術の推進」と「経営合理化の徹底」は「われらの覚悟」にも謳われ、経済同友会の有力な活動目標となつていたが、この線にそつた積極的な実践運動の一つとして、同友会は「生産性向上」の運動を米国から導入することに成功した。

二十九年三月十九日発足した財界四団体共同事業である「日米生産性向上委員会」がその第一段階の到達点であつたが、ここまで問題を固めるまでの準備工作は経済同友会が単独で推進したのであつた。

先ず二十八年十二月十五日、経済同友会郷司常任幹事は米国大使館のハロルドソン開発調達班長と懇談した

が、その席上ハロルドソン氏は郷司に対して、日本の経済の弱点である経営の合理化を促進するため、日米合同の経営合理化委員会を設け、相互の技術交流を行うようにし、このための所要資金はM S A資金の運用計画に織込む用意がある旨を明かにした。ハロルドソン氏が指摘したのは次の諸点であつた。

一、日本の機械工業や化学工業は設備・技術の輸入などをやつて合理化に努めているが、経営全体の合理化は一向に顧みられておらず、従つて国際的な競争にたえる製品は出来難い。

一、欧洲の例にみても、単に米国の援助資金で合理化機械を入手するだけでは必ずしも効果があがらなかつた例がある。

一、とくに日本の兵器工業などは資金によるM S A援助のみに頼ろうとする傾向があるが、先ず自身の経営合理化を進めるべきであり、しかるのちにはじめて援助が行われるのである。

さらにハロルドソン氏は、経営合理化委員会は、さきにE C A（経済協力局）資金をもとにして英国で実施した米英合同生産委員会（アングロ・アメリカン・カウンシル・オブ・プロダクティヴィティ）に準じたものと、対象は軍需産業に限定せず、また日本が米国から招く技術者の滞在費などはM S A資金の一部に計上する予定である旨をつけ加えた。また同氏は、英国はこの合同生産委を設け合理化を進めた結果、二割乃至五割のコスト引下げが実現したこと、この構想はすでに西独、イタリー、フランスにも採り入れられていることを述べた。そこで郷司常任幹事は十二月十八日の幹事会でこの旨を伝え、さらに事務局で具体的に検討のうえ二十九年一

月十四日の幹事会で原則的の了解を得、二月十九日の幹事会でこの運動を他団体にも呼びかけて実現することを確認した。

その結果、四団体間で準備を進めたうえ、三月五日四団体主催部会議で正式採択となり十九日「日米生産性向上委員会」として発足、第一回委員会が開かれたのであつた。

この日提出された経済同友会作製の原案によると要領は次の通りであつた。

〔活動〕

一、社長または常務取締役以上の地位にあるものの有志を募りトップマネジメント・セミナーを開き、また各業種に共通した経営上の重要問題を研究するため、経営管理者（取締役、部長級）、技術者、現場工員の各層で、問題別のセミナーを開く。

一、米国の実態を視察し研究するため、問題別または業種別の訪米チームを派遣する。

〔経費〕

訪米チーム、セミナー講師および事務上に必要な経費は、主としてMSA援助資金により賄い、不足分は業種別団体や受益会社の出資で補う。但し日本側で負担する分は国内におけるセミナー講師の滞在費、会合費、事務費などで、全費用の一、二割に止めるものとする。

なお委員会の委員は次のように決つた。

浅田長平、足立 正、石坂泰三、井上五郎、植村甲午郎、小田原大造、川北禎一、倉田主税、桜田 武、

佐藤喜一郎、東海林武雄、鈴木康輔、高木作太、土井正治、永野重雄、丹羽周夫、新関八洲太郎、
村岡嘉六

その後、委員会では米国側との折衝について、小笠原蔵相、ついで愛知通産相の渡米の都度、推進方を依頼したところ交渉は進展し、昭和三十年一月着任した東京事務所長マイヤー公使の話では「米国は一月―六月の予算として三十万ドルを計上している」ことが明かとなった。一方国内的にも政府が「日本生産性向上本部」設置の構想を持っていたので、民間側と折衝の結果、外国の例をも参考にして、官・労・使の三者構成の「財団法人日本生産性本部」を設立することに二十九年九月初、話がまとまった。性格は純然たる民間団体とし政府は人事や補助金の使途については一切干渉しない立前とした。

かくて「日本生産性本部」は三十年二月十四日発足することとなったのである。しかもその目的は、当初の能率増進、経営合理化といった単に企業利益の向上を狙ったものから、かなり巾をひろげて、国民経済の総合的な生産性を向上させるという国民運動的なものに発展した。「科学技術の推進」と「経営合理化の徹底」という二つの要素のほかに「新しい労使関係の確立」という同友会年来の考え方が、形をかえてさらに加わったわけである。また強いていえば村木幹事の着想により全国委員会の研究テーマとなつてそのまま見送られていた「国民経済会議」の構想も、この生産性向上運動の中に生かされたと見てよからう。

三、総合政策の確立を要望

——昭和二十九年通常総会開く——

財界が自ら望んだデフレ政策ではあつたが、さきにあげたような相次ぐ金融引締措置の効果はさすがにきびしく、二十九年に入るとともに金詰りのカセは各業界、各企業の首もとにじりじりと押し寄せて来た。日銀による二十八年九月の窓口統制、十月一日の高率適用強化、さらに二十九年一月四日の高率適用強化、そして二月に入つて、一万田総裁による引締政策強化方針の相次ぐ確認強調——こうした一連の操作と言明によつて市中銀行の貸出態度は二十九年に入つて急激に引締つた。二十九年一月から三月までの間における全国銀行の貸出増加額は二百六十億円であつたが、これは前年同期の千三百三十三億円に比べ大巾の減少である。しかも財政資金の引揚超過額は同じ期間において、二十八年には千百二十四億円であつたのが、二十九年には二千百十三億円とほぼ倍近く引揚げられていたのである。一方卸売物価指数（日銀）は二十八年一月の四一〇・〇から二十九年一月の四三二・六へ、また鉱工業生産指数（経審）は同じく一二四・一から一五六・一へ、それぞれあがつていたのであるから、企業にとつての運転資金の窮屈さは一層ひどかつたわけである。繊維商社の倒産は一月四十三件、二月六十六件、三月百九件と増え、また不渡手形も激増していった。まさに「金融独走」の観があり、デフレを通じて出来るだけ摩擦を少くして経済界を合理化、再編成してゆくための、産業面、労働面の施策が全く顧みられて

いなかったのである。こうした状態から「総合政策確立」の声がもり上つて来たのは当然であつた。

経済同友会ではそういった総合調整政策を具体的に研究するため、二月十九日の幹事会で「総合調整対策委員会」を設置することを決め、委員長に永野重雄幹事を選任した。

昭和二十九年度の通常総会は四月九日丸の内の工業倶楽部で開かれたが、この席上、経済同友会は「速かに総合経済政策を確立せよ」との要望を決議したのであつた。東海林代表幹事は提案趣旨説明の中でこういった。

「一昨年の総会で計画性ある経済を提唱したが二年後の今日また同じことを言わねばならぬのはどうしたことであろうか。経済はなぜはかしく行かなかつたのか。結局は全体を見ていなかったからにほかならない。金融独走の形になり、これが経営者に大きくひびいている。そして不安はますます増大しているのだ。

金融引締のみでは目的を達せられない。政府は鉄道運賃の引上げ等のような逆行した行き方をやっている。我々はこの決議案でこうした政府のやり方に反省を求めている。いずれにしても総合政策の実行には強い政治力が必要であり、明朗、清潔な、国民の納得出来る政治がこの際とくに望まれる。」

この決議案は全員一致で可決された。その骨子は次のようである。

先ず「決議」は冒頭で大体次のように政府の注意を喚起している。政府のインフレ抑圧政策は専ら金融の量的引締に偏り、他にみるべき有効な対策を示していない。朝鮮事変後の物価高、国際收支悪化の原因は、(一)中

中央地方を通ずる財政の膨脹、(㉑)国民消費の過増、過剰投資および過剰生産にある。従つて一定の計画と方針のもとに右の要因を除く総合施策をとるべきである。

次いで「決議」は「総合施策の骨格」として次の諸点をあげている。

A 総合計画および財政経済政策

(一) 内閣に簡素強力な「経済計画審議会」を設け、一定期間（例えば二年、三年）にインフレを抑制する計画の大本および年次計画をたてる。

(二) 財政（特に地方財政）を圧縮する長期計画をたて、余剰金は社会政策、資本蓄積、輸出振興などにふり向ける。

(三) この期間中定期昇給のほか公務員のベース・アップは行わない。

(四) 租税体系を資本蓄積、輸出振興、消費抑制の目的に合うよう改革する。

(五) 鉄道運賃、郵便料金、煙草などを計画的に引下げる。

(六) 不急不要の設備投資、建築などを法的に禁止または制限する。

(七) デフレ政策に伴う企業の整備再編成を円滑にするため独禁法の改正を行う。

B 一般消費の節約

(一) インフレの最大の原因が国民消費の膨脹にあることを卒直に認め、その抑制に正面から取組まねばならぬ。対策の重点を米価並びに名目賃金引上げの抑制におく。

(二) 高米価、高農産物価格政策をデフレ政策とらみ合わせて再検討する。また輸入外米を極力麦にきりかえ、かつその価格を下げて、一方粉食の普及を促進する。

(三) 食糧増産について構想を新たにし、深耕機械の活用、機械力による泥炭地の開発、酪農の普及など近代農法を採用する。

(四) 羊毛、棉花、皮革など原料輸入にまつ国内加工品については、代替産業の育成によつて外貨を節約する。

(五) 力の強弱によつて賃金を決定する不合理な賃上方式をやめ、労働生産性と結びついた合理的賃金方式をとる。

なお「決議」は最後に「政治の肅正強化」にふれ「デフレ政策の実施は難事業であり、そのために財界もこれに協力する耐乏自粛の覚悟を持たねばならぬが、特に要望されるのは政治力の強化である」として、保守合同の促進、小選挙区制・連座制の強化を含む選挙法の改正、議員立法・予算増額修正権の制限を実現して、国民の信頼を回復することを政府、政党に望んでいる。

さきに「われらの覚悟」において、自らを反省した経済同友会は、いまや「政治」に対して反省を求めているのである。この政府、政党に対する反省要求は、根底において吉田内閣の政治力に対する不信を藏していたのであり、これがやがて六月の乱闘国会を契機に発展し、政権交代への強い要望となり、さらに保守合同推進への財界の積極的な動きになるのであつた。

この通常総会において、例によつて二十九年度の活動方針案が決定されたが、それは次のようなものであつた。

(一)、確固たる経済再建政策の樹立に邁進するとともに、経済界の合理化、自粛に努め、国民とともに耐乏による経済の再建を図る。

(二)、緊縮政策に伴う諸矛盾の調整を図るための具体的施策の確立を図る。

(三)、国民全体の協力体制の確立、とくに労使協調の実現に邁進する。

(四)、国際競争力育成のため、産業の生産性向上を第一義とする。

(五)、科学的経営助長のため、さらに進んで経営技術の国際的交流を具体化する。

(六)、事態の急迫化に鑑み、同志的結合の結束強化を図る。

なお組織担当幹事は次のように決つた。代表幹事は留任である。

全国委員

工藤昭四郎、安藤清太郎、中島覚衛

総務委員長

竹内俊一

政策委員長

工藤昭四郎

財務委員長

井上英熙

時事研究会長

古村誠一

金融政策部会長

降旗英弥

産業政策部会長

進藤武左エ門

労働政策部会長

村木武夫

通商政策部会長

水上達三

農林食糧政策部会長

赤木 栄

経営委員長

西野嘉一郎

グループ研究会運営委員

水沢謙三

会員懇談会運営委員

植村 成、中島覚衛、寺尾一郎

科学技術促進対策委員長

岸 道三

国際収支改善対策委員長

安藤清太郎

総合調整対策委員長

永野重雄

経済同友会は五月二十五日第十四回全国委員会を開いたが、四月の通常総会における決議の趣旨にそい、二十九年度の共同研究テーマとして「生産コストの引下策」「地方財政緊縮対策」の二つをとりあげ、また「失業対策」「輸出振興策」「科学技術振興対策」を自由研究テーマとした。また経済同友会はこの共同研究テーマと取組むため、六月四日の幹事会で「地方財政改善対策委員会」を特設し、委員長に安藤清太郎幹事を選任した。

四、食糧政策の再検討へ

経済同友会はデフレ政策の総合調整を研究しているうちに、食糧問題とくに米麦など農産物価格の問題が重要な一つのポイントであるということを再認した。例えば工藤政策委員長は七月二日の幹事会席上、次のように述べた。

「現在のデフレ政策では、大きな経済要因である賃金、農産物価格等が経済状況にマッチして動いていない。従つてそれだけ他の部門にシワ寄せが行われているのであるまいか。デフレ政策の浸透によりいずれはこれらの価格も循環的に修正されることが、理論的には考えられるが、それまで果して企業体を持ちこたえられるかどうか、現在の銀行の資金ではこれを支援することは不可能であり、デフレ政策に総合性付与の観点から真剣に対策をたてるべきであろう。」

またこの席上とくに招かれた経審調査課長後藤啓之助氏は「目下とられているデフレ政策の最大の難点は、金融のみに依存している点にある。財政とくに地方財政が甘い。公務員給与の面をとりあげても、一方的にますます増加する傾向にある。国民所得を勤労所得五十%、企業所得十%、農村所得二十%、個人業所得二十%に分ければ、このうち勤労所得と農村所得の合計七十%が大ざっぱにいつて、金融引締の効果が及ばないところであ

り、結局金融引締の圧力は企業所得と個人業所得にかかつているものと考えられる」との見解を示したが、これは工藤幹事のいうところを裏づけたわけである。

経済同友会は二月総合調整対策委員会設置以来、こうした見解を前提にして、農産物価格問題を検討していたのであつた。あたかも二十九年産麦価、ついで米価の決定が論議されていたので、同友会は次の要旨の意見書を發表し、関係当局にも申入れた。

〔昭和二十九年産国内産麦購入価格に対する見解〕（六月十八日）

麦価の動向は米穀価格の決定にも密接に関連するところであり、また主要食糧たる米麦価格の上昇が他の諸物価高騰の誘因になることは明かである。この際麦価の上昇をみることは、現在政府の採用している低物価政策遂行上大なる障害となりまた政府の奨励する粉食普及方策とも矛盾する。

農村の生活水準向上は必要であるが、産業界において生産コストの引下げに努力と犠牲を払っている折柄、主要食糧価格の決定如何には深い関心を持つてゐる。低物価政策の効果によつて農業パリティ指数の低下も予想される際、むしろその価格引下げをこそ検討すべきであり、さらにインフレ時の所産である現行算定方式をも根本的に再検討すべきである。

〔昭和二十九年産米価格に対する意見〕（九月三日）

米穀価格の決定は低物価政策の成否を決する重要問題である。この際従来の高米価主義による集荷方法を改めるとともに価格構成の合理化による農業所得の均衡を図り、低物価政策と基調を一にする価格算定方式を確立されたい。

試みに昭和二十八年度の戦前比（昭和九―十一年＝一〇〇）消費水準指数は、都市の九四に対して農村は一三・一となつてゐるが、これは毎年引続く米価引上げと農家所得に対する税制上の優遇に基づくものである。よつて次のような方針をとることを要望する。

一、消費者価格については昨年度価格を据えおくとともに、生産者価格については財政負担を生じない限度において決定することを基本原則とすること。

二、生産者価格の構成は、基本価格および早場米供出奨励金の二本建とし、従来の供出完遂奨励金、超過供出奨励金は基本価格中に吸収整理すること。

なお経済同友会が総合政策の一環として食糧の増産あるいは食生活の改善に深い関心を示していることは、さきの「総合政策確立」の決議にも明かであるが、その線にそつて、七月二十三日札幌で開かれた第十五回全国委員会で「北海道開発重点化に関する決議」を採択、「北海道開発に当つては総花的計画を排し、食糧自給度拡大に重点をおき、あらゆる力をこれに集中し、速にかつ効果的に第一段階の目標に到達すべきである」と強調し

た。

五、「科学技術促進対策」に意見

科学技術促進対策委員会（委員長岸道三幹事）は、「われらの覚悟」に掲げられた「科学技術の促進」を研究する機関として昭和二十八年十二月発足以来、工業技術院長駒形作次博士あるいは総理府資源調査会副会長安芸峻一氏などから意見をきき、さらに会員から科学技術促進についての「希望意見をアンケート」の形式で求めるなど、特異の活動を行つて来たが結論を得たので十月十五日幹事会に諮つたうえ「科学技術促進対策」として発表関係当局にも要望した。

この意見書では先ず「わが国の科学技術水準は先進国に比し、戦後特に著しい立ちおくれを示しており、それ故に当面外国技術の導入を余儀なくされているが、このような安易な方法を今後とも続けるならば、自立経済の基盤を確立することが困難であるばかりでなく、民族の危機を将来に残すことになる」との立場から「産業政策と密接に相互関連性を持つた強力な促進対策を確立する」ことを唱えている。

その具体策として意見書は「科学技術に関する総合行政機関の設置」と「科学技術教育の刷新」を要望しているが、さらに当面の緊急対策として「科学技術開発公社の設立」と「研究組合の結成」を提唱している。

「公社」は「基礎研究の振興を図るとともに研究成果の開発利用を促進する」ため、「公社法」に基づいて官

公立研究機関を整理し総合運営による研究機能を高度に発揚する。また「研究組合」は中小企業の技術水準を向上させることを目的とし、法的措置を講じて結成するものであるが、当面輸出商品企業における技術的研究を協同して行わせることとする。

なお意見書は「参考案」として「科学技術開発公社設立要綱」を付している。

この意見書発表とともに岸委員長は、「公社」実現促進のために政党、官庁、学界と各関係方面に精力的な活躍を続けた。

六、「保守合同促進」に決議

——第七回全国大会開く——

金融独走によるデフレ不況による経済界の不振、汚職問題の発展、六月衆議院本会議における乱闘事件、それに保守新党問題をめぐるあくなき派閥闘争——まさに二十九年夏から暮にかけて、政界は麻のようにみだれ、吉田内閣に対する不信の声もまた国内にみちみちていた。

財界は六月の国会乱闘事件のあと八日、四団体共同で「国会史上かつてなき不祥事」を糾明する「声明」を発表したが、保守新党問題が大詰に近づいた十月ごろ、財界は再び政局の動向に強い関心を示すにいたった。当時

における財界の政局観は大体次のようであつたといえる。

一、デフレ政策は堅持すべきであるが、総合施策が伴わなければいたずらに犠牲が多くなるばかりで将来の拡大への基盤が崩れてしまうことになる。そのためには労働三法の改正などによつて労働組合の行過ぎた活動を抑えなければならぬが、これには強力な保守安定政権が生れなければならない。

一、現在保守新党結成の動きがあるが、これは自由党の分裂を伴う保守両党対立をもたらすものであつて、安定政権をつくる基盤とはならない。

一、自由党と改進黨の大同団結が最も望ましい。しかしこれには吉田首相の引退が前提として起つて来るが、すでに国民の信頼を失い、また党内の統制力もなくなつた吉田首相のタナ上げは、やむを得ない。

一、このままで推移すれば吉田内閣は野党から不信任案をつきつけられ、解散必至となるが、汚職問題、デフレ不況など自由党の不信と、保守党内部の抗争に乗じて、革新勢力の大巾進出は避けられないから、どうしても解散は回避し、先ず保守合同が実現されねばならぬ。

大体こういったのが財界の空気であつたと見てよい。そこで何よりも「保守合同の実現を」ということが、二十九年秋の財界における支配的な考え方となつていた。経済四団体主腦の往来は頻りであり、また東西財界の意見調整も行われた。四団体共同の声明を出すかどうかも論ぜられた。しかし結局各団体がそれぞれ秋の総会で「清新強力な保守安定政権の出現をのぞむ」といつた線で、個別的に決議を政府、政党につきつけるとともに、

これと併行して有力者が個人的に政党要路を説得するということに、財界の態度は落ちついたようであつた。

経済同友会の第七回全国大会はこういったあわただしい空気の中で、こういった含みのもとに十月二十日神戸で開かれた。席上先ず次のような要旨の決議「速かに保守合同を実現せよ」が採択された。

「昨年以來我々は苦痛を忍んでデフレ政策に協力して来た。しかしながらもはやこれまでの單純なる金融引締では乗り切れず、今後は総合政策による全身療法以外に、日本經濟の回復を図る途はないのである。総合施策は強い政治力を必要とする。政治の弱体はインフレに通ずる。若し保守政党が現状のような党略的抗争によつて離合し、政權の弱体、政治の空白がなお続くとすれば、日本經濟は再びインフレの波におそわれて社会的混乱を誘発し、従来デフレに協力した中小企業ならびに大企業労使の努力と犠牲は、全く水泡に帰してしまふであらう。この期に及んでなお派閥抗争に明け暮れている觀のある政党の現状はまさに日本の悲劇である。

この際保守各党が、真に興亡の岐路に立つ日本を憂え、党利を超えて民主政治の危機を悟るならば、保守大合同が実現されないはずはない。

我々はここに全員一致をもつて保守各党に警告を發し、速かなる保守合同の実現を要請する。」

この全国大会ではさらに、全国委員会共同テーマとなつていた「生産コスト引下対策」を決議した。これはさきに「われらの覚悟」において「經營者の直接の責任として取上げねばならない」とされたわが生産品原価の

「國際的割高の是正」について、その具体的方策を各地同友会で研究、その結果を全国委員会に持ち寄りさらに検討を加えたものであつてその内容は次のような骨子からなつてゐる。

先ず「生産コスト引下げの基本的対策」において、「生産性向上の國民運動を展開すること」を唱え、この運動において、経営方式の合理化、生産技術向上のための「三つのS」（單純化、標準化、専門化）の徹底、能率賃金制度の確立などを強調、また「企業金の負担の軽減」「生産コスト引下げのための税法上の優遇」を要望している。また「決議」は「基幹産業（鉄鋼・石炭・電力）におけるコスト引下げ対策」として、「長期総合燃料対策の確立」「合理化投資の重点的確保、合理化投資財政資金金の引下げ」「租税面における合理的措置」「電源開発に伴う補償等についての立法措置」「鉄鋼業、石炭業の合理化カルテルにつき独禁法の例外を認めること」などを要望している。

また同じく全国委員会の共同研究テーマであつた「地方財政改善対策」も決議された。これは二十九年度予算において一般財政は緊縮されたが地方財政は逆に膨脹し、「緊縮政策遂行の一大盲点」となつてゐる点をつき、次のような諸点を要望したものであつた。

一、國民經濟的見地に立つて中央・地方を通ずる行政事務の再配分を図る。特に地方財政膨脹の要因をなしてゐる各種國庫補助金、負担金の大巾整理を行い、これに替るべき一般財源を地方に移讓すること。

二、増税とまらない範囲において、国税と地方税との調整を図り、地方財政における一般財源確保の措置を講ずること。

三、地方行政機構の簡素化を推進すること。

四、地方公共団体は、財政計画の確立ならびに予算実施に伴う責任の明確化を図るとともに、地方財政再建整備の実施推進を行うこと。

五、府県制度の改革等。

なおこの対策意見書には「地方財政改善対策細目」という附属書をつけ具体的に対策を明示したが、これは全国各地区に足場を持つ経済同友会にはじめてよくなし得るところであるといえよう。